

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十四号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号。以下「省令」という。）第二条第二項第一号、第三号から第八号の四まで若しくは第十号から第十二号までに掲げる者又は省令附則第二条第一項第二号に規定する漁業離職者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）、公共職業能力開発施設が行う職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けているものに対して支給する。

第三条第二項中「雇用対策法施行規則」を「省令」に改め、同条第三項中「支給対象者」の下に「（第一項又は前項の規定により訓練手当の支給の対象となる者をいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書中「雇用対策法施行規則」を「省令」に、「第八号の三」を「第八号の四」に改め、同項第一号中「雇用保険法」の下に「（昭和四十九年法律第百十六号）」を加える。

別表を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に開始したこの規則による改正前の秋田県職業訓練手当支給規則第三条第一項の規定による訓練手当の支給については、なお従前の例による。